

車両総重量8 t以上の自動車（トレーラを含む）の 点検整備方式の一部改正について

平成30年10月1日より車両総重量8 t以上の自動車（トレーラを含む）において、スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤ及びツールボックスの取付けに関する、3ヶ月毎の定期点検が義務付けとなりました。

スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤ及びツールボックスの脱落は、状況によっては人命に係る重大な事故を引き起こすおそれがあります。

下記の点検が義務付けとなりますので、確実な点検、整備をお願い致します。

表 点検項目及び点検時期

点検項目		点検時期		
点検箇所	点検内容	日常点検	3月ごと	12月ごと
車枠及び車体	スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷		●	●
	スペアタイヤの取付状態	○	●	●
	ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		●	●

○：メーカー指定項目 ●：法定項目

詳しくは、一般社団法人 日本自動車車体工業会ホームページの参照をお願い致します。

- ・「自動車点検基準改正に係るツールボックスの解釈等について（ご紹介）」
<http://jabia.or.jp/news/news.php?id=864>
- ・トレーラサービスニュース No. 40
「トレーラの点検整備方式の一部改訂について」
<http://jabia.or.jp/news/news.php?id=869>

以上